

生命倫理と人権に関する世界宣言¹

仮訳

総会は、

人類が、自己の存在と環境を省み、不正を認識し、危険を回避し、責任を果たし、協力を求め、倫理的な原則を表現する道徳観念を示すという、比類なき能力を有することを認識し、

科学技術の急速な発展が、我々の生命についての理解及び生命自体にますます影響を及ぼし、そのような発展の倫理的な含意に対して地球規模の対応が強く求められていることを考慮し、

科学の急速な進歩とその技術的な応用によって生じる倫理的な問題は、人間の尊厳及び人権と基本的自由の普遍的な尊重及びその遵守に相当の配慮を払って検討されるべきであることを認識し、

科学技術が人類と環境にもたらす果てしないジレンマと論争に対する人間からの答えの基礎を提供する普遍的な原則を言明することが、国際社会にとって必要であり、かつ、時宜を得ていると決意し、

1948年12月10日の世界人権宣言、1997年11月11日のユネスコ総会において採択されたヒトゲノムと人権に関する世界宣言及び2003年10月16日のユネスコ総会において採択されたヒト遺伝情報に関する国際宣言を想起し、

1966年12月16日の 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約と市民的及び政治的権利に関する国際規約の2つの規約、1965年12月21日のあらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約、1979年12月18日の 女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約、1989年11月20日の児童の権利に関する条約、1992年6月5日の生物の多様性に関する条約、1993年の 国際連合総会 において採択された障害者の機会均等化に関する標準規則、1989年6月27日の独立国における原住民及び種族民に関する国際労働機関第169号条約、2001年11月3日の国連食糧農業機関総会において採択され、2004年6月29日に効力発生した食糧農業植物遺伝資源に関する国際条約、1974年11月20日の 科学研究者の地位に関するユネスコ勧告、1978年11月27日の 人種及び人種的偏見に関するユネスコ宣言、1997年11月12日の 現在の世代の未来世代への責任に関するユネスコ宣言、2001年11月2日の 文化多様性に関するユネスコ世界宣言、1995年1月1日に発効した世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書・知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPS)、2001年11月14日のTRIPS協定と公衆衛生に関するドーハ宣言、及び国際連合や国際連合の各専門機関、特に国際連合食糧農業機関(FAO)及び世界保健機関(WHO)において採択された他の関連する国際文書に留意し、

また、1997年に採択され、1999年に発効した生物学と医学の応用に関する人権及び人間の尊厳の保護のための条約：欧州評議会人権と生物医学に関する条約並びに同条約の追加議定書を含む生命倫理に関する国際的及び地域的文書、生命倫理に関する国内法や規制、1964

¹ 本宣言は2005年10月19日、国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）第33回総会において採択されました。

注) 本仮訳は2005年12月の第12回ユネスコ国際生命倫理委員会（IBC）の開催に際して、上智大学IBC事務局（代表：町野朔法学研究科教授）が作成したものです。

年に採択され、1975、1989、1993、1996、2000、2002 年に改正された世界医師会のヒトを対象とする医学研究の倫理的原則に関するヘルシンキ宣言や 1982 年に採択され、1993 年と 2002 年に改正された国際医科学評議会のヒトを対象とした生物医学研究のための国際的倫理ガイドライン等の生命倫理分野における国際的及び地域的な行動規範やガイドライン並びにその他の文書にも留意し、

この宣言が、人権法に合致した国内法及び国際法と整合的に理解すべきものであると認識し、

1945 年 11 月 16 日に採択されたユネスコ憲章を想起し、

現在の世代の未来世代への責任を考慮して、科学技術において生じつつある課題を同定するために、科学技術の発展と社会変革を導く共有された倫理的価値に基づく普遍的な原則を明らかにするユネスコの役割を考慮し、また、国際的な侧面を必然的に有する生命倫理の問題は、ヒトゲノムと人権に関する世界宣言及びヒト遺伝情報に関する国際宣言に既に言及されている原則に基づいて、現在の科学的な文脈のみならず、将来の発展も考慮して全体として処理されるべきであることを考慮し、

人類は、生物圏の不可分の一部であり、相互に、また、他の生物、とりわけ動物を保護する重要な役割を有することを認識し、

科学及び研究の自由に基づき、科学技術の発展が、人類に多大な利益、とりわけ平均寿命を延ばし生活の質を改善するという、大きな利益を人類に与えてきたこと、また与え得ることを認識し、そのような発展が、人間の尊厳及び人権と基本的自由の普遍的な尊重及びその遵守を認識して、個人、家族、集団又は共同体及び人類全体の福祉を常に促進すべきものであるべきことを強調し、

健康が単に科学技術の研究開発のみならず、社会心理的及び文化的な要因にも依存するものであることを認識し、

また、医学、生命科学及び関連技術における倫理的な問題に関する決定が、個人、家族、集団又は共同体及び人類全体に影響を及ぼし得るものであることを認識し、

文化多様性が、交流、技術革新及び創造性の源泉として、人類にとって必要なものであり、この意味において人類の共通遺産であることに留意し、しかし、文化多様性が、人権及び基本的自由を犠牲にして達成され得ないことを強調し、

個人のアイデンティティが、生物学的、心理学的、社会的、文化的及び精神的な次元を含むことに留意し、

非倫理的な科学技術の行為が、原住民社会や地域社会に特別な影響を与えてきたことを認識し、

道徳的感受性や倫理的内省が科学技術の発展の過程の不可分の一体であり、また、生命倫理が、そのような発展から起こる問題に関して行われるべき選択において主要な役割を担うべきであると確信し、

科学技術の発展が正義、公平及び人類の利益に貢献することを確保するために、社会的責任に対する新たな手法を発展させることが望ましいことを考慮し、